

はじめに

遺産分割について相続人の中での話し合いで解決できない場合、家庭裁判所の遺産分割調停で解決を目指すことになります。

遺産分割調停は、家庭裁判所で行われるものですが、相続人同士の話し合いによって解決するものです。ご自身で遺産分割調停を行うことも可能であり、現実には、多くの方が弁護士に委任せずにご自身で遺産分割調停を行っています。

ただ、遺産分割調停は、「話し合い」とはいつでもやはり法律を前提とするものです。法的な知識が必要ですし、ご自身の望む方向へ話を進めるためのテクニックもあります。

たとえば、相続人間の話し合いで最大の対立点となっている事柄が、遺産分割調停ではそもそも話し合いの対象とならないこともあります。相続に関わる紛争のすべてが遺産分割調停で解決できるわけではないのです。

また、遺産分割調停でうまく合意ができなければ調停は「不成立」となり、遺産分割審判に移行します。審判では、裁判所が遺産分割の方法などについて決定をすることになります。裁判所がどのような判断をするかもにらみながら、譲れないこと、譲歩してもかまわないことを整理して調停を進めることが必要となります。

有利に、そして早期に解決するためには、法的な知識と、効果的な主張や必要な証拠を理解しておくことが非常に大切です。

それでは、これらの知識・テクニックは、どのように得ればよいのでしょうか。

書店には、一般の方向けの遺産分割についての書籍が多数並んでいます。また、インターネットにも、遺産分割についての情報が多くあります。しかし、その多くは、法定相続人・法定相続分・特別受益・寄与分など、遺産分割に関する基本的な考え方、制度について説明しているだけのものであり（言い換えれば、単に遺産分割において自分が特別受益・寄与分を主張できる可能性があることを説明しているだけです）、遺産分割調停において、相続人間で争いになっている事柄についてどのような基準で調整がされ合意されるのか、相手方に納得してもらい合意につなげるためにはどのような主張をし、どのような証拠を揃えればよいのかについて説明されたものはほとんどありません。

本書は、主に東京家庭裁判所立川支部の管内に法律事務所を構え、遺産分割調停事件を多く扱ってきた6名の弁護士が、これまでの一般の方向けの相続に関する書籍などにはあまり触れられていなかった遺産分割調停のルール、相続人間での合意形成のための基準、特別受益・寄与分の主張・立証の方法などについてまとめた、実践的な書籍です。本書を参考にいただければ、ご自身で遺産分割調停を行うことができる内容となっています。

また、現在、相続人間で遺産分割協議を行っている方にとっても、遺産分割調停をした場合にご自身が希望する解決ができる見込みがあるかを知るとは、遺産分割調停で解決したほうがよいのか、それとも当事者間で早期に遺産分割協議を成立させたほうがよいのかを判断する上で、非常に有用なことです。

あるいは、これから将来の遺産分割に備えたいという方にとっても、事前に必要な準備ができれば将来の相続での紛争を防止することが可能となりますから、遺産分割調停について知っておくことは有益です。

さらに、本書では、相続での紛争を予防する最も有効な手段であ

る、遺言書の作成についても説明しました。

このように、本書は、多くの方にお役立ていただけるものと思います。

遺産分割は、故人が遺した財産を、親族である相続人で分けるものです。親族間の争いであるからこそ、話し合いでの解決がふさわしいのです。本書を参考に、実情に即した公平な遺産分割ができ、早期に紛争を解決することができることを心から願っています。

令和6年12月

執筆者一同

CONTENTS

I

遺産分割調停・審判のための基礎知識

相続事例（山田家の相続）	14
01 相続の基礎知識	16
■ 相続が発生した時に確認すべきこと	16
■ 法定相続人	19
■ 民法が定める相続の割合（法定相続分）	25
■ 法定相続分と異なる割合での相続	31
02 遺産分割調停・審判とは	33
■ 遺産分割調停	33
■ 遺産分割審判	36
■ 遺産分割調停の流れ	40
■ 遺産分割調停で解決するメリット	45
■ 遺産分割調停をうまく進めるために	48
03 遺産分割調停の申立て	52
■ 調停申立ての準備	52
■ 遺産分割調停の当事者	54
■ 遺産分割調停申立書の作成	57
■ 遺産分割調停申立書の添付書類	62
■ 調停を申し立てる裁判所（管轄裁判所）	66
のぞいてみよう！ 調停の現場① ～書記官からの連絡	68

2

遺産の範囲・評価

相続事例（高橋家の相続）	72
のぞいてみよう！ 調停の現場② ～第1回調停期日	74
01 調停・審判の対象となる遺産の範囲	80
■ 遺産分割調停・審判の対象となる財産	80
■ 相続開始後、無断で払い戻された預金	83
■ 生前の使途不明金	87
■ 被相続人の借金	92
■ 葬儀費用	94
■ 被相続人の貸付金	96
■ 遺産から発生する収益	98
■ 死亡保険金	100
■ お墓・祭祀承継者	102
02 遺産の調査方法、資料の集め方	104
■ 遺産の調査方法	104
■ 法定相続情報証明制度	108
のぞいてみよう！ 調停の現場③ ～第3回調停期日	112
03 遺産の評価	114
■ 遺産の評価とは	114
■ 遺産の評価の時点	116
■ 遺産の評価の方法	118

04	裁判所に提出する書面	123
	■ 書面の提出方法	123
	のぞいてみよう！ 調停の現場④ ～第5回調停期日	128

3 特別受益

	相続事例（伊東家の相続）	132
	のぞいてみよう！ 調停の現場⑤ ～第3回調停期日	134
01	特別受益とは	135
	■ 特別受益	135
	■ 特別受益の種類・要件	139
	■ 高等教育を受けるための学資	142
	■ 特定の相続人を受取人とする生命保険金	145
	■ 被相続人の土地の無償使用	148
02	持戻し免除の意思表示	150
	■ 持戻し免除の意思表示とは	150
	■ 黙示の持戻し免除の意思表示	152
	■ 持戻し免除の意思表示の推定	155
03	特別受益者の範囲	158
	■ 特別受益者の範囲	158
04	特別受益の評価	160
	■ 特別受益の評価の基準時・方法	160
05	特別受益の立証方法	164
	■ 特別受益の立証	164
	のぞいてみよう！ 調停の現場⑥ ～第6回調停期日	169

4 寄与分

相続事例（中村家の相続）	174
のぞいてみよう！調停の現場⑦ ～第4回調停期日	176
01 寄与分とは	178
■ 寄与分	178
■ 寄与分が認められるための一般的要件	181
■ 寄与分を主張できる人	184
■ 寄与分の効果	187
■ 寄与分の主張方法	188
■ 寄与分の代表的な類型	190
02 「療養看護型」の寄与分	193
■ 「療養看護型」の寄与分が認められる可能性	193
■ 必要な資料の収集	197
■ 事実関係の整理	201
■ 療養看護型の寄与分の要件	204
■ 療養看護型の寄与分の主張・立証	
～寄与分の対象となる療養看護期間の算出	210
■ 療養看護型の寄与分の主張・立証	
～療養看護の必要性、具体的な行為、無償性	213
■ 療養看護型の寄与分の評価方法	216
03 「金銭等出資型」の寄与分	220
■ 金銭等出資の主張と証明	220
■ 事実関係の整理	223
■ 金銭等出資型の寄与分の要件	224
■ 金銭等出資型の寄与分の評価方法	227

04 具体的相続分の算定	229
■ 寄与分がある場合の具体的相続分の算定	229
のぞいてみよう！ 調停の現場⑧ ～第8回調停期日	233

5 遺産の分割方法

相続事例（本田家の相続）	238
01 遺産の分割方法	240
■ 遺産の分割方法	240
■ 遺産分割の方法についての調停の進め方	245
02 遺産の分割方法に関する審判	248
■ 「調停」と「審判」の違い	248
■ 審判における遺産分割方法の検討の順序	251
■ 代償分割の要件	253
■ 換価分割の方法	257
03 分割された遺産にかかる手続き	260
■ 相続債務	260
■ 預貯金・株式等	263
■ 不動産の移転登記	264
04 その他の調停条項	267
■ 調停成立後に遺産が見つかった場合に関する条項	267
■ 祭祀承継についての条項	269
■ 清算条項	270
05 調停の成立	272
■ 調停成立と調停調書	272

6 遺留分

相続事例（渡辺家の相続）	284
01 自筆証書遺言	286
■ 自筆証書遺言と検認手続	286
■ 検認期日の手続き	290
02 遺留分とは	294
■ 遺留分	294
■ 遺留分権利者・遺留分割合	296
03 遺留分額の算定	299
■ 算定の基礎となる財産額と遺留分額	299
■ 加算される贈与	301
■ 具体的な遺留分額・侵害額	305
04 遺留分侵害額請求権の行使	308
■ 遺留分侵害額請求権行使の相手方	308
■ 遺留分侵害額請求権行使の期限	310
■ 遺留分侵害額請求権行使の方法	312
05 遺留分侵害額請求の効果	314
■ 遺留分侵害額請求の意思表示とその効果	314
06 遺留分に関わる紛争の解決方法	317
■ 遺留分紛争の解決方法	317
のぞいてみよう！ 調停の現場⑩ ～第3回調停期日——	323

7 遺言書の作成

相続事例（中村さんの遺言書作成）	328
01 遺言書を作成するメリット	330
■ 遺言書を作成するメリット	330
■ 特に遺言書を書くべきケース	335
■ 遺言能力	340
02 遺言（遺言書）の種類	343
■ 遺言書の種類	343
■ 自筆証書遺言の作成	347
03 遺言の範囲・付言	352
■ 遺言事項と付言	352
04 遺言執行者	355
■ 遺言執行者とは	355
■ 遺言執行者を指定するメリット	358
中村さんの遺言書	361

8 弁護士への委任

01 弁護士に依頼するメリット	366
02 弁護士の選び方	371

私がお説明します！



弁護士

青空 晴雄

Haruo Aozora

昭和 49 年 1 月 22 日生まれ

東京都立川市に法律事務所を構え、日夜、依頼人の利益のために奮闘中。さまざまな分野の事件を手がけているが、遺産分割調停事件を最も得意としている。依頼人の懐に入り込んで話を引き出すコミュニケーション能力と、的確なアドバイスには定評がある。

1

遺産分割調停・審判のための 基礎知識

大切な家族の死に直面したとき、あなたは、悲しみに暮れながらも、さまざまな手続きに追われることになります。

このとき、一番の難題となるのが、遺産相続の問題です。

本章では、あなたがご自身で遺産相続の問題を解決するために知っておきたい、相続と遺産分割調停・審判についての基本的な知識をお教えます。

山田家の相続

被相続人

山田 喜助



昭和 13 年 7 月 10 日生まれ
令和 5 年 9 月 11 日死亡 (享年 85 歳)。遺言書は残していなかった。

生前は、長女・和子家族と同居。

遺産総額 6,000 万円

自宅 (土地・建物) 時価 4,000 万円

預 金 1,600 万円

株 式 400 万円

相続人

妻 山田 花



昭和 18 年 2 月 7 日生まれ。喜助死亡時 80 歳
今も長女・和子家族と同居している。喜助が亡くなり、かなり気落ちしている。

長男 山田 洋

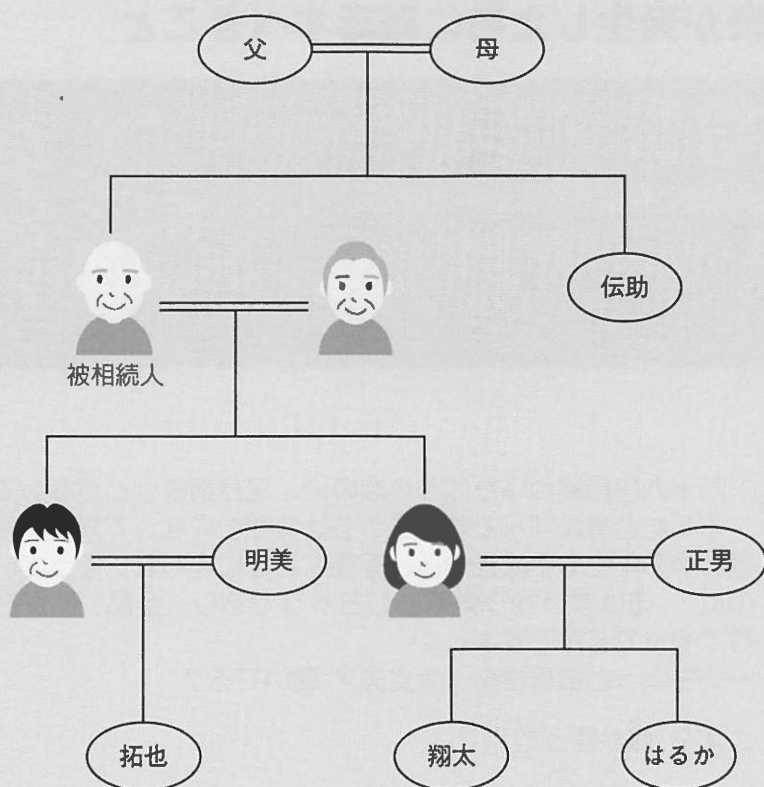


昭和 41 年 4 月 18 日生まれ。喜助死亡時 57 歳
大卒で会社員。両親とは離れて暮らし、会うのは年に数回程度。両親について口は出すが、自分では何もしない。
家族は、妻・明美 (51 歳)、長男・拓也 (28 歳・既婚者)。

長女 佐藤 和子



昭和 50 年 3 月 21 日生まれ。喜助死亡時 48 歳
高卒で専業主婦。15 年前から、両親所有の家に家族と同居。両親のこまごまとした生活の面倒をみてきた。現在は、喜助の葬儀やその後の手続きをひとりでやっている。
家族は、夫・正男 (52 歳)、長男・翔太 (19 歳・大学生)、長女・はるか (16 歳・高校生)。



相続の基礎知識

相続が発生した時に確認すべきこと

【確認・整理する事項】

- ☒ 誰が相続人か
- ☒ 相続の対象となる遺産は何か
- ☒ どのような割合で相続するのか



四十九日が終わったばかりなのに、兄が相続はどうなっているんだと急かすんです。こっちは父が亡くなってから、香典返しやら年金の手続きやら、面倒なことに追われてるっていうのに！ 母はすっかり気落ちしちゃってるし、全部、私がひとりでやってるんですよ。

——ちょっとお母さん、大丈夫？ 聞いている？



え？ 何か言った？



もう。先生、最近、母はずっとこんな感じなんですよ。なのに、兄は何にもしてくれないんです、離れて暮らしているからって。まあ昔からそういう人だったけど。そのくせ、遺産はいくらあるのか早く教えろって。

そりゃこっちだって、やらないきゃいけないことはすぐやるつもりですよ。でも、どこを探しても父の通帳は見つからないし……ねえお母さん、本当にどこにあるのか知らないの？



お父さんの通帳？ お父さんが知ってるわ。



お父さんがいないから聞いているの！

それで兄は、「俺は長男だから多くもらうんだ。嫁に行ったおまえにはちょっとだけだ」って。先生、それ、おかしくないですか？ そのうえ、伝助おじさんまで首を突っ込んできて、「わしゃ、何がもらえるんじゃ？」って。なんなの！



伝助さんにはいろいろ助けてもらってるからねえ。



そりゃお世話にはなったかもしれないけど！

……もう、わけわかんない。私、本当に疲れたわ。



……えーと……大変でしたね……まずは相続の基本的なところからご説明したほうがいいみたいです……

相続については、まず、「誰が相続人か？」「相続の対象となる遺産は何か？」「どのような割合で相続するのか？」を押さえてください。

相続が発生した時に確認すべき 3つのポイント

亡くなった山田喜助さんを被相続人とする遺産相続に関して、確認しておきたいことを整理してみましょう。ポイントは、「誰が相続人か？」「相続の対象となる遺産は何か？」「どのような割合で相続するのか？」の3つです。

☑ 誰が相続人か？

☞ 伝助さんは、自分も相続人となると考えているようですが、そうなのでしょうか？ そもそも、「相続人となる人」はどのように決められているのでしょうか？

☑ 相続の対象となる遺産は何か？

☞ 遺産の範囲の問題です。ひとくちに「喜助さんの財産」といってもさまざまなものが考えられますが、それがすべて相続の対象となるとは限りません。

また、遺産の評価も問題になります。不動産や株式などは、正しく評価されなければ、公平な遺産分割はできません。

☑ どのような割合で相続するのか？

☞ 喜助さんの相続人が複数いる場合、相続人がそれぞれどのような割合で相続するのか、まずは基本となる法定相続分を確認することになります。そのうえで、遺産分割を公平に行うために認められている、「特別受益」や「寄与分」について確認していきましょう。

喜助さんは遺言を残していませんでしたが、遺言があった場合に、「遺留分」について確認する必要が生じることもあります。

おおまかに整理するだけでも、確認しておかなければならないことがたくさんあるとわかりますね。それでは、さっそく、具体的に見ていきましょう。

法定相続人

配偶者 ……必ず相続人になる！

+

配偶者以外の相続人

第1順位 子（→代襲相続人→再代襲相続人）

⇒第2順位 直系尊属

⇒第3順位 兄弟姉妹（→代襲相続人）



父の相続人は、誰になるんですか？



喜助さんの相続人は、妻の花さん、**子ども**の和子さん、洋さんの3人です。



伝助おじさんは自分も相続人だと思っているようですが、やっぱり違うんですね。



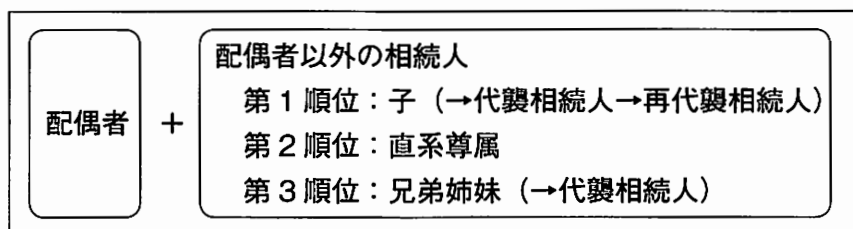
はい、違います。伝助さんは相続人ではありません。

相続人となる人

遺言がある場合には、基本的には、遺言によって遺産を受け継ぐ人が決まっていきます。遺言がなければ、民法の定めに従って相続人が決まります（これを「法定相続人」といいます）。喜助さんは遺言を残していませんので、喜助さんの相続人は、民法の定めにより決まります。

法定相続人

法定相続人は、次のとおり定められています。



配偶者以外の相続人には順位があり、第1順位の人がある場合には、第2順位・第3順位の人には相続人にはなりません。同様に、第2順位の人が相続人になる場合には、第3順位の人には相続人になりません。

配偶者

被相続人が婚姻していた場合、その配偶者（夫または妻）は、必ず相続人になります（民法890条）。

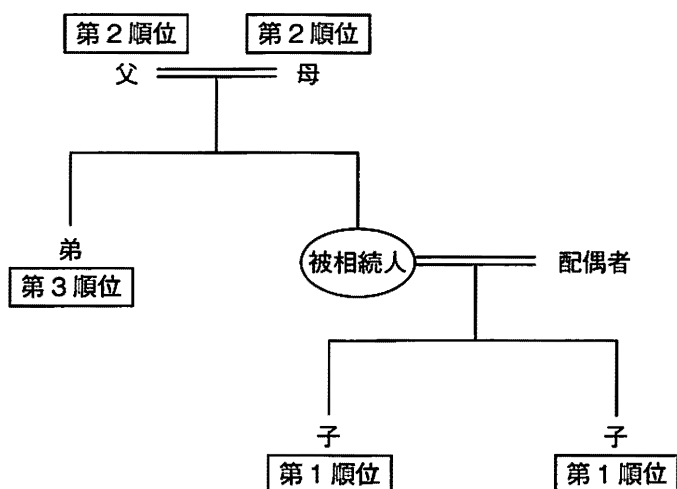
ただし、ここでいう「配偶者」とは、法律上の婚姻関係にある人でなければなりません。婚姻届を役所に提出せずに事実上一緒に暮らしているといった間柄、いわゆる内縁関係の場合には、相続人にはなれません。また、離婚が成立している場合の元配偶者も、相続人にはなりません。

喜助さんと花さんは法律上の婚姻関係にありますから、喜助さんが死亡した時点で花さんが生きていれば、花さんは必ず喜助さんの相続人になります。

第1順位：子

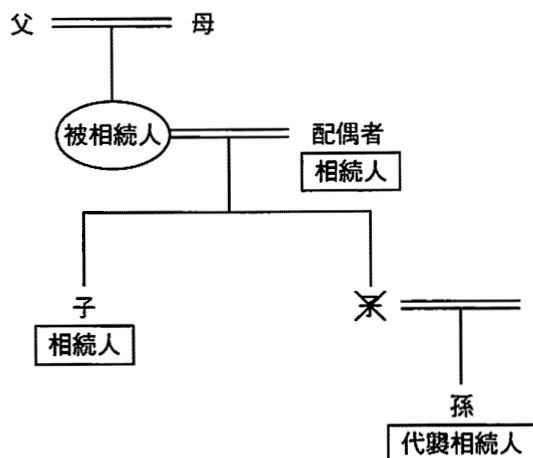
配偶者以外の相続人で第1順位となるのは、被相続人の子どもです（民法887条1項）。養子であっても、相続人となります。

喜助さんの相続では、娘の和子さん、息子の洋さんが第1順位の相続人となります。第1順位の人がいいますから、第3順位の伝助さんは相続人になりません。



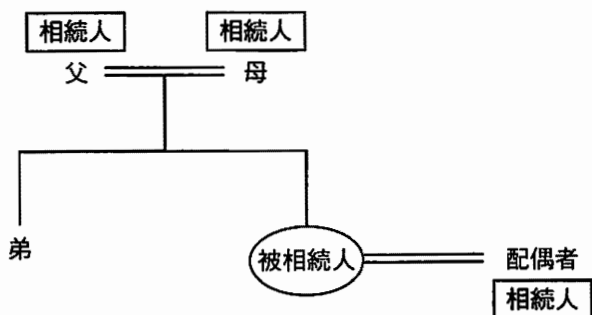
では、仮に、和子さんが喜助さんよりも先に亡くなっていた場合はどうでしょうか。この場合、和子さんの子ども（喜助さんの孫）である翔太さん・はるかさんが、和子さんの代わりに相続人となります（民法887条2項）。この2人も亡くなっているがその子ども（喜助さんのひ孫）がいる、という場合には、そのひ孫が相続人となります（同条3項）。

このように、亡くなった人の代わりに相続人になる人のことを、「代襲相続人」といいます。ひ孫の場合は、「再代襲相続人」という言い方をすることもあります。



第2順位：直系尊属

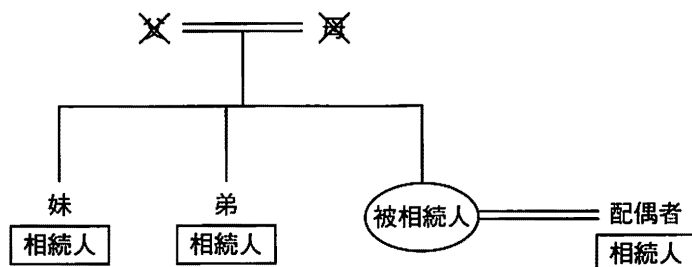
仮に、喜助さんに子どもや孫がいなかった場合には、第2順位に当たる、喜助さんの直系尊属（父母や祖父母）が相続人になります（民法889条1項1号）。



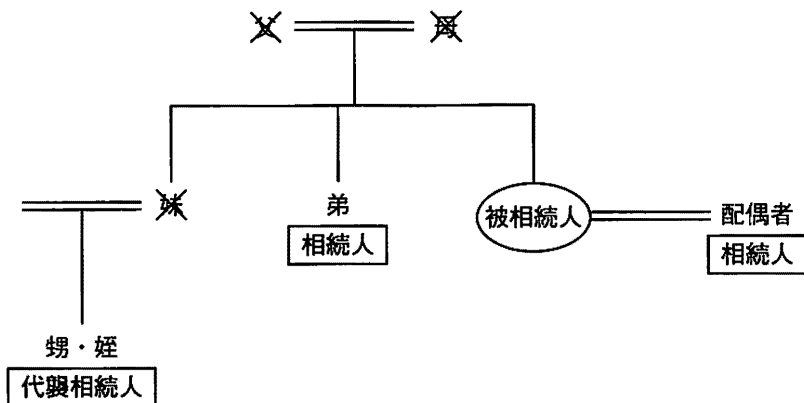
被相続人の父母と祖父母、両方が生きているという場合には、被相続人と代の近い人だけが相続人となります。つまり、相続人となるのは父母だけで、祖父母は相続人にはなりません。祖父母は、父母の両方が死亡している場合に、初めて相続人になります。

第3順位：兄弟姉妹

被相続人に、第1順位の子ども、第2順位の直系尊属（父母・祖父母）に当たる者が誰もいない場合には、第3順位である被相続人の兄弟姉妹が相続人となります（民法 889 条 1 項 2 号）。



兄弟姉妹に関しても、代襲相続人がいる場合があります（民法 889 条 2 項）。たとえば、喜助さんよりも伝助さんが先に亡くなり、伝助さんの子どもは生きている場合、その子どもが、伝助さんの代わりに相続人になります。ただし、兄弟姉妹に関しては、再代襲相続は認められていません。したがって、伝助さんもその子どもも亡くなっている場合には、伝助さんの孫が生きていたとしても、その孫は喜助さんの相続人にはなりません。



相続人になることができない人

「相続人となる人」には、少しだけ例外があります。「相続欠格」(民法 891 条)と「相続人の廃除」(同法 892 条)に該当する人は、相続人となることはできません。

相続欠格 ～当然に相続人ではなくなる人

遺産相続の結果、相続人は、ときに大きな財産を受け継ぐことがあります。このことから、自分が相続人となるために、被相続人や、自分より順位の高い相続人を殺害するといった犯罪が起こることがあります。

このような違法行為をした人が相続人となることを許せば、犯罪が助長されてしまうでしょう。このことから、一定の違法行為をした人は、相続人にはなることができないと定められています。また、同様の理由から、被相続人が殺害されたことを知りながら告発せずにいた人なども、相続人になることができません。

相続人の廃除 ～被相続人が相続人から外した人

「相続欠格」は、被相続人の意思とは無関係に、一定の違法行為などをした人について、法律上、相続人にはなることができないと定めるものです。これに対し、「相続人の廃除」は、被相続人の意思によって、本来相続人となる人を相続人から外す制度です。

もっとも、被相続人が気に入らない人であれば誰でも相続人から外す(廃除する)ことができるわけではありません。民法上、廃除できる範囲が決まっていますし、家庭裁判所に廃除を認めてもらう必要があります。

民法が定める相続の割合（法定相続分）

配偶者と子が相続する場合：

配偶者 $1/2$ ・ 子 $1/2$

配偶者と直系尊属が相続する場合：

配偶者 $2/3$ ・ 直系尊属 $1/3$

配偶者と兄弟姉妹が相続する場合：

配偶者 $3/4$ ・ 兄弟姉妹 $1/4$

★子や兄弟姉妹が2人以上いる場合、
互いの法定相続分は対等



私はどれだけ相続できるのでしょうか？ 兄は、おまえは嫁に行っただから相続できるのは少しだけだ、って言っているのですが……



法律が定める割合によれば、配偶者の花さんは遺産全体の2分の1を、子である和子さんと洋さんは残りを平等に分けて4分の1ずつを、それぞれ相続することになります。



やっぱり、兄さんたら、テキトーなことを言ってたのね！

相続分

遺産相続で相続人が遺産を取得する割合のことを、「相続分」といいます。被相続人が相続分を指定した遺言書を残していた場合にはそれに従うことになりますが、そうでない場合には、遺産は、民

法が定める相続分（法定相続分）に従って分けられます。

もちろん、相続人が1人の場合には、その1人がすべての遺産を相続しますので、法定相続分は問題にはなりません。法定相続分が問題となるのは、相続人が2人以上いる場合です。

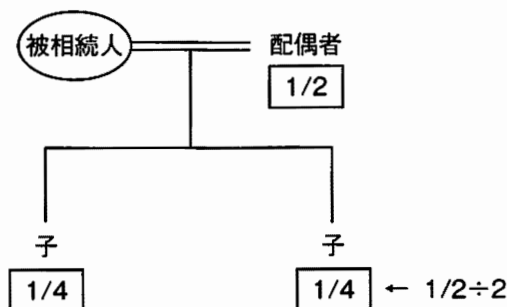
配偶者がいる場合の法定相続分

配偶者と子どもが相続人になる場合

配偶者と子どもが相続人になる場合、法定相続分は、それぞれ2分の1ずつとなります（民法900条1号）。

子ども同士は、互いに同じ順位の相続人です。子どもが2人以上いる場合には、子どもの法定相続分（2分の1）を頭数で割った割合が、子ども1人当たりの法定相続分となります。なお、子どもは、男でも女でも、第1子でも第2子以降でも、血のつながった子どもでも養子でも、互いに対等な法定相続分を持ちます（同条4号）。

喜助さん一家の場合には、花さんの法定相続分が2分の1、和子さんと洋さんの法定相続分が2人合わせて2分の1です。よって、和子さんと洋さん、それぞれの法定相続分は4分の1（ $= 1/2 \div 2$ ）ということになります。



執筆者紹介

弁護士 松村 武（まつむら たけし）

早稲田大学法学部卒業 平成 8 年 4 月弁護士登録

順風法律事務所（東京都立川市）

URL <http://www.junpu.net/>

執筆担当：第 5 章、第 8 章

弁護士 平田 雅也（ひらた まさや）

法政大学法学部法律学科卒業 平成 8 年 4 月弁護士登録

みちひらき法律事務所（東京都町田市）

URL <https://michihiraki-law.com/>

執筆担当：第 6 章、第 7 章

弁護士 石原 智明（いしはら ともあき）

中央大学法学部法律学科卒業 平成 12 年 10 月弁護士登録

石原法律事務所（東京都八王子市）

URL <https://www.facebook.com/ishihara.law/>

執筆担当：第 3 章

弁護士 大藏 久宣（おおくら ひさのぶ）

中央大学法学部法律学科卒業 平成 16 年 10 月弁護士登録
大藏法律事務所（東京都府中市）

URL <https://www.okura-lawoffice.com/>

執筆担当：第 2 章

弁護士 大藏 隆子（おおくら たかこ）

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 平成 16 年 10 月弁護士登録
大藏法律事務所（東京都府中市）

URL <https://www.okura-lawoffice.com/>

執筆担当：第 1 章

弁護士 倉持 雅弘（くらもち まさひろ）

早稲田大学大学院法務研究科卒業 平成 26 年 12 月弁護士登録
東京桜橋法律事務所（東京都中央区）

URL <http://tksb.jp/>

執筆担当：第 4 章